(H1-4) 土木図書館所蔵資料の公開に関する規則

平成19年5月8日 制 定 平成23年11月18日 一部改正

(目的)

第1条 本規則は、土木図書館規程第1条に基づき、土木図書館(以下「図書館」という。)が 土木工学、土木技術に関する図書、文献、資料等(以下「図書館資料」という。)を本会会員 および一般の利用に供するための公開の規則を定めるものである。

(定義)

第2条 「公開」とは、図書館が所蔵する図書館資料を、本会会員および一般への閲覧・複写などの利用に供することをいう。(土木図書館は著作権法施行令第1条第1項第6号に基づく一般公衆の利用に供する業務を行う施設として、また著作権法第31条の図書館資料の複製が認められる施設として昭和60年10月24日付で文化庁から指定を受けている。)

(公開の分類と区分)

- 第3条 図書館が保管する図書館資料の公開の形態を次のように分類するとともに、公開・限定 公開の区分を併せて定める。
 - (1) 公開資料一般に公開するものをいう。
 - (2) 限定公開資料 著作権者が公開の取り扱いを限定したものをいう。当該資料の利用にあたっては図書館長 の許可を必要とする。

(土木学会委員会活動成果の公開)

- 第4条 土木学会委員会等の活動成果とは、会長、理事会、各種委員会、調査団等の活動により作成された、学会出版物、学会誌・論文集、委員会論文集、セミナー・シンポジウム・講習会テキスト、調査団報告書および委員会報告書などの公式資料であり土木学会が著作権を有する。この中で、会員と非会員とで公開の扱いを異にする限定公開資料に関しては次のように扱う。
 - (1) 学術論文等(学会誌、学会論文集、委員会論文集等)は、図書館において会員及び一般の 閲覧に供するが、複写については原則として1年後(学会誌は1月後)とする。
 - (2) 学術論文等の、情報通信技術(インターネットなど)を活用した公開については、別添の「土木学会学術論文等のインターネット公開規則」に従うものとする。
 - (3) 上記(1)、(2) に明記されていない土木学会委員会等の活動成果は、図書の性格、会員の 利便、扱いの公平性等を勘案して図書館において扱いを決定するものとする。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則(平成19年5月8日 理事会議決) この内規は、平成19年5月8日から施行する。

附則(平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。